

高知県リサイクル製品等 認定制度

愛称募集!!

「高知県リサイクル製品等認定制度」の愛称を募集します。

募集期間：令和6年8月1日(木)～令和6年9月30日(月)

高知県では、廃棄物の発生抑制や循環資源の有効利用の促進、環境関連産業の育成を図り、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を形成するための方策として、「高知県リサイクル製品等認定制度」を実施しています。

この制度は平成17年度から開始しており、順次新たな製品や事業者が認定されてきているものの、「高知県リサイクル製品等認定制度」そのものの県民認知度は低い状況となっています。

そこで、高知県では、「高知県リサイクル製品等認定制度」に、県民にとってわかりやすく親しみやすい愛称を付けることで、制度そのものの認知度を高め、本制度の推進を図ることを目的に、愛称を募集します。

高知県リサイクル製品等認定制度とは？

「高知県リサイクル製品等認定制度」は、高知県内において循環資源を利用して製造加工された製品並びに環境に配慮した事業活動を行う事業所及び店舗を認定することにより、廃棄物の発生抑制や循環資源の有効利用の促進、環境関連産業の育成を図り、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に寄与することを目的とした制度です。

廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工される優良な「リサイクル製品」、環境に配慮した取組で優れた成果を挙げている県内の「環境配慮型事業所」、そして、県内の店舗(小売店、道の駅、飲食店等の商店)のうち、環境に配慮した取組を積極的に実施する「エコショップ」、以上の3つのカテゴリー別に、各認定基準にそって審査し、高知県が認定を行っています。

認定をした製品や事業者については、県民や事業者に対して、情報提供を行っています。

高知県リサイクル製品等認定制度
についてはこちら

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/renintei-index/>
(高知県環境対策課ホームページのリサイクルページにつながります。)



「高知県リサイクル製品等認定制度」って
言いにくいよね。
なんか、いい愛称ないやろか。

※制度の愛称募集です。
シンボルマークの愛称ではないことにご注意ください。



高知県リサイクル製品等認定シンボルマーク

募集要綱(抜粋)

応募要件

- 高知県リサイクル製品等認定制度の愛称として適しているもの。
 - 簡潔で親しみやすいこと。
 - 公序良俗に反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものでないこと。
- <愛称利用イメージ>
認定製品や認定事業所の紹介に際し、日常の会話の中で、以下の例のように使われることを想定しています。

例：高知県リサイクル製品等認定制度～【採用された愛称】～
【採用された愛称】に認定されている事業所です。
この工事には【採用された愛称】が使われちゅうがやって。

応募点数

- 1人3点まで応募可能。

応募方法

<募集期間>

令和6年8月1日(木)～令和6年9月30日(金)

※郵送の場合は、令和6年9月30日の消印有効

<必要項目>

- 愛称(ふりがな)
- 愛称の説明(理由、意味など)
- 応募者氏名(ふりがな)
- 応募者郵便番号
- 応募者住所
- 応募者年齢
- 応募者職業(学生の方は学校名と学年)
- 連絡先電話番号

<提出方法>

- 郵送またはFAX(下の応募用紙をご使用ください。)
- ホームページ内の応募フォーム

<応募先>

- 高知県林業振興・環境部環境対策課 リサイクル製品等認定制度担当
〒780-8570 高知市丸ノ内1-7-52
・FAX: 088-821-4520
・ホームページ内の応募フォームよりお申し込みください。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024070500060/>



審査

高知県リサイクル製品等認定審査会において、応募要件に基づいて審査をし、受賞作品を決定します。

結果発表

受賞者には直接通知するほか、令和7年2月下旬(予定)に高知県庁ホームページにおいて発表します。

賞

- 最優秀賞 30,000円(1名)(高校生以下は図書カード)
- 優秀賞 10,000円(2名)(高校生以下は図書カード)

その他

- 応募作品は自作で未発表のものとしします。
- 応募作品は返却しません。
- 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- 郵送等における作品の紛失等について、主催者は責任を負いません。
- 応募作品の著作権その他一切の権利は主催者に帰属します。
- 応募作品の著作権その他一切の権利に係る問題が生じた場合は、全て応募者責任となります。
- 個人情報の取扱いについては次のとおりとします。
ア) 応募者の個人情報については厳正に管理し、この事業以外では使用しません。
イ) 採用者については、受賞作品とともに、氏名、住所(市町村名まで)、職業(又は学校名・学年)を報道や高知県庁ホームページ等で公表させていただきます。
- 最優秀作品を採用作品としますが、必要に応じて一部補正を行う場合があります。
- 受賞作品が他者の権利を侵害すると判断した場合、その他本募集要綱の規定に違反していることが認められた場合は、結果発表後であっても受賞を取り消すものとします。また、他者の権利を侵害するおそれがあると認められる場合も、受賞を取り消すことがあります。(採用作品の場合は採用を取り消すことがあります。)

お問い合わせ先・応募先

高知県林業振興・環境部環境対策課 リサイクル製品等認定制度担当
住所：〒780-8570 高知市丸ノ内1-7-52
電話：088-821-4524 FAX：088-821-4520

応募用紙(FAX・郵送) FAX: 088-821-4520

切りとらずこの用紙のまま応募してください。
応募用紙一枚につき、1点の応募とします。

愛称	ふりがな		
愛称の説明(理由、意味など)			
氏名	ふりがな	年齢	職業(学生の方は学校名と学年)
住所	〒	連絡先電話番号	